

個人所得課税の所得再配分機能強化に向けた  
所得情報の活用状況等に関する各国調査委託  
報告書

令和 3 年主税局委託調査

令和 4 年 3 月

# 調査の概要

## ■調査の目的

- ・ 諸外国における個人の所得情報の把握と、それを活用した課税や給付の仕組みを明らかにする。
- ・ 他国の所得把握のプロセスやそれらを可能にしている法制度等の調査に加えて、地方行政・税務当局の関わり方、地方税の現年課税を実施している場合はそれを可能足らしめている背景や日本との違いを比較・分析し、我が国にとって望ましい個人所得課税のあり方について示唆を行う。

## ■調査の方法

- ・ 対象国は、アメリカ、カナダ、イギリス、オーストラリア、スウェーデン、韓国の6か国。
- ・ 調査対象国の所得情報把握の仕組みや個人所得税制、給付（付き税額控除制度）の仕組みについては、各国国税庁のWebサイトや政府税制調査会の資料を中心に情報収集を行い、情報申告制度の概要（調書の種類、情報申告者、提出方法、提出期限等）を把握した。
- ・ 情報申告制度を通じた個人所得把握や給付制度の運用状況、現行制度上の課題等については、現地の関係機関とのオンライン会議を通じて聞き取り調査を行った。

## 【調査対象国一覧】

国名		日本	アメリカ	カナダ	イギリス	オーストラリア	スウェーデン	韓国
所得税制度	国	現年課税	現年課税	現年課税	現年課税	現年課税	現年課税 (高額所得者のみ)	現年課税
	地方	翌年度課税	現年課税(導入州)	現年課税	—	—	現年課税	現年課税 (国税の付加税)
	年末調整	○	×	×	×	×	×	○
納税者番号	納税者番号	マイナンバー	社会保障番号(SSN)	社会保険番号(SIN)	国民保険番号(NINO) ※税務利用は一部	納税者番号(TFN)	個人識別番号(PIN)	住民登録番号

# 各国の情報申告制度・納税申告制度

## ■情報申告制度

・いずれの国でも、各種情報申告制度によって所得情報を収集し、納税者番号をキーにして、納税者からの申告書のデータと突合している。

国名		日本			アメリカ			カナダ			イギリス			オーストラリア			スウェーデン			韓国			
情報申告制度	提供者	給与・報酬支払者	利息・配当等の支払者(金融機関等)	その他	給与・報酬支払者	利息・配当等の支払者(金融機関等)	その他	給与・報酬支払者	利息・配当等の支払者(金融機関等)	その他	給与・報酬支払者	利息・配当等の支払者(金融機関等)	その他	給与・報酬支払者	利息・配当等の支払者(金融機関等)	その他	給与・報酬支払者	利息・配当等の支払者(金融機関等)	その他	給与・報酬支払者	利息・配当等の支払者(金融機関等)	その他	
	受取機関	国税庁	国税庁	国税庁	社会保障庁SSA(内国歳入庁IRSへ提供)	内国歳入庁IRS	内国歳入庁IRS	カナダ歳入庁CRA	カナダ歳入庁CRA	カナダ歳入庁CRA	歳入関税庁HMRC	歳入関税庁HMRC	歳入関税庁HMRC	国税庁ATO	国税庁ATO	国税庁ATO	税務庁STA	税務庁STA	Lantmateriet(財務省傘下の地図・地籍・土地登記庁)	国税庁	国税庁	国税庁地方自治体	
	具体的な情報	給与・報酬(フロー)	○	-	-	○	(社会保障庁SSAから入手)	-	○	-	-	○(給与等支払いの都度)	-	-	○(給与等支払いの都度)	-	-	○	-	-	○	-	-
		利息・配当(フロー)	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-
不動産譲渡(フロー)		-	-	○	-	-	○	-	-	×注1	-	-	○注2	-	-	×州からATOへ不動産情報を提供	-	-	×税務庁は土地登記情報を常時参照可能	-	-	注4	
情報の整合性の確認		・国税庁が情報申告書と納税申告書のデータをマイナンバーをキーにして突合			・IRSが情報申告書と納税申告書のデータをSSNをキーにして突合			CRAが情報申告書と納税申告書のデータをSINをキーにして突合			・一部の名寄せにNINOを利用 ・Information Notice制度により納税者や第三者へ情報提供要請			ATOが情報申告書と納税申告書のデータをTFNをキーにして突合			税務庁が情報申告書と納税申告書のデータをPINをキーにして突合			国税庁が情報申告書と納税申告書のデータを住民登録番号をキーにして突合			
国と地方の情報連携		○注3 国税庁から、前年度の所得を市町村へ報告 市町村は、氏名・住所・生年月日等により突合			○			○			-			地方所得税は存在しないため、情報連携は無い。ただし、TFNを介さない不動産譲渡のような情報での連携はあり。			税務庁が一括把握			国税庁が、情報申告制度により収集した情報(データ)は、地方税当局へ回報			
利便性向上の仕組み	雇用主等向け	e-Tax(2021年以降)			× 情報申告書の提出は年1回			・電子提出サイト(名称無し) ・情報申告書の提出は年1回			・Real Time Information(RTI)によるリアルタイム情報申告			・Single Touch Payroll(STP)によるリアルタイム情報申告			電子提出サイト(名称無し) 提出は年1回			・Home Tax(国税庁の税務手続き支援システム)により国税庁へ提供			
	納税者個人向け	マイナポータル(e-Taxとも連携)			Your Online Account			・My Account ・記入済納税申告書(電子申告のみ2015年から)			・Personal Tax Account ・所得税簡易申告制度(2017年～。源泉徴収不完全者のみ) ※記入済納税申告書に類似した制度			・myGov(myTax) ・記入済納税申告書 ・高等教育融資プログラム(HECS-HELP)			・Mina Sidor ・記入済納税申告書			・Home Taxにより、総合所得申告に関する給与、利息、配当所得等を確認 ・Home Taxにより、まず国税庁、引き続きwe tax(地方税共通の税務手続き支援システム)に遷移して地方税の納税申告書を実施 * Home Tax画面からCwe tax画面にそのまま遷移するインターフェイス。			
	その他																・Home Taxにより「年末調整簡素化サービス」を実施(詳細別紙)						

注1 CRAが作成する記入済申告書には、不動産譲渡の情報が記載されていないことから、CRAは不動産譲渡に関する情報を情報申告制度を通して把握していない、と類推できる(報告書図表II-4を参照)。  
 注2 不動産業者や借主等が、フォームROPL-01により、HMRCに報告していると考えられる(報告書図表III-2を参照)。  
 注3 総務省(2020)「個人住民税の現年課税化」のp.5における記述より。  
 注4 取得者は、自治体に資金出所も含め申告。譲渡者は国税庁に対して譲渡所得を申告。不動産情報は自治体⇒国土交通部⇒国税庁。国税庁は譲渡者の金融取引をチェック。

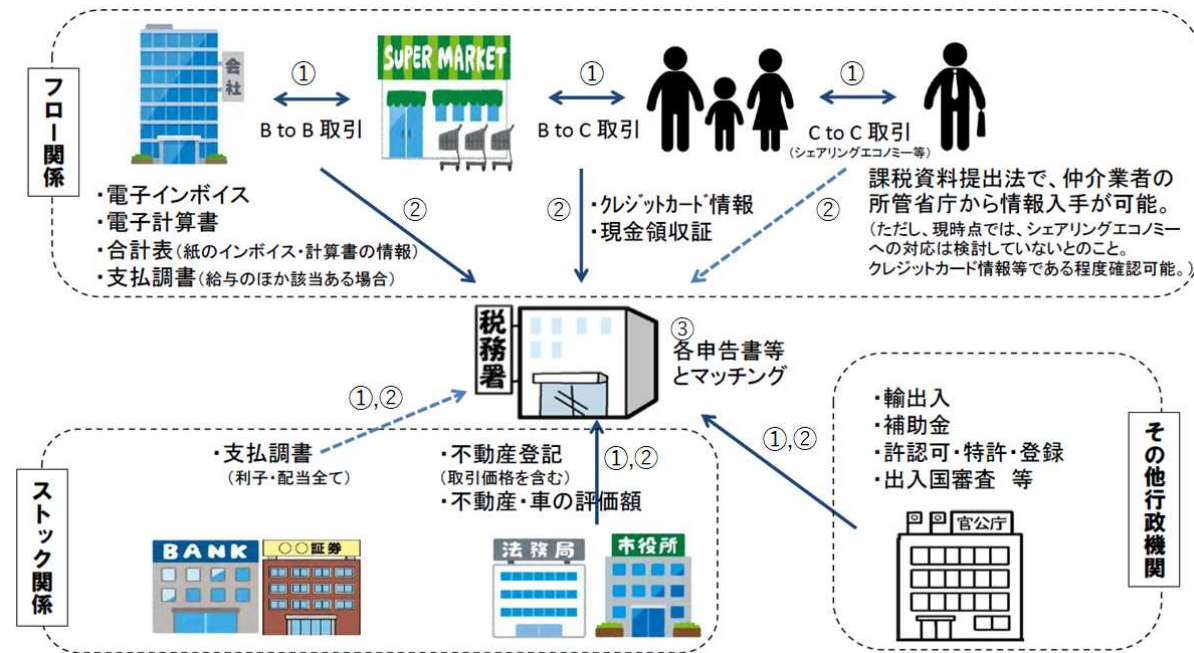
## 【事例（1）】韓国①

### ■個人所得把握のための情報申告書の例

- ・給与の支払者、利子・配当等の支払者等は、国税庁に対して、年1回情報申告書を提出する。
- ・給与・報酬はHome Taxという国税庁が提供する電算システムを通じて報告を行う。
- ・インボイス計算書やクレジットカード利用情報・現金領収証情報、「課税資料提出法」等に基づく行政機関の保有情報が国税庁へ集まる仕組みとなっている。

### ■情報申告と納税申告書の突合、確認

- ・国税庁に提出される情報申告書と、納税者が提出する納税申告書は国税庁において住民登録番号によって突合され、申告漏れ等を把握する。
- ・納税者は、Home Taxを通じて総合所得課税申告に関する給与、利子、配当所得等を確認できる。



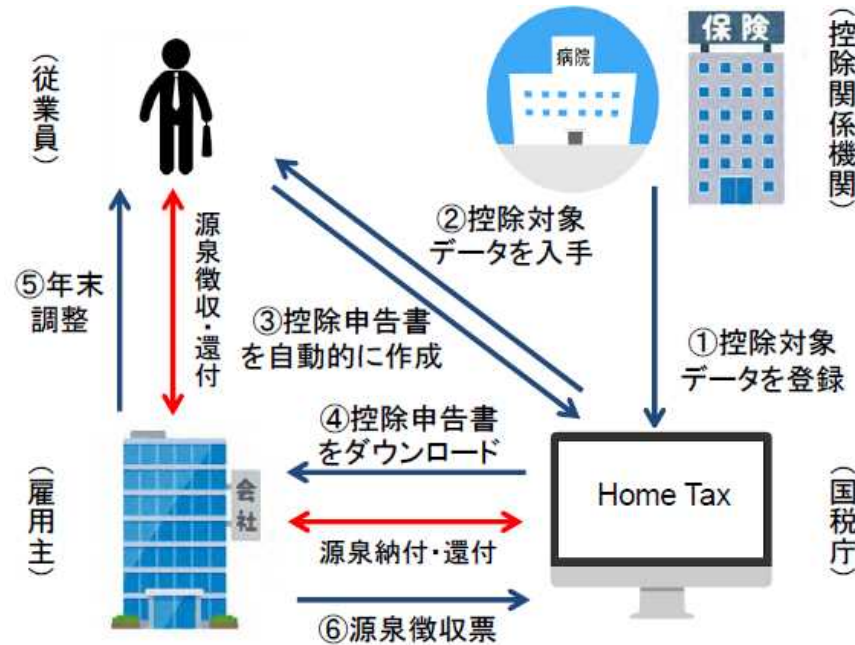
(注) 番号は、フローの順序を示す。

(資料) 政府税制調査会 (2017) 「海外調査報告－韓国－」

## 【事例（1）】韓国②

### ■年末調整簡素化サービス

- ・病院や保険会社等の控除関係機関が控除対象額に係るデータを対象者の住民登録番号とともに、1月上旬までに国税庁に電子的に登録する。
- ・従業員は、控除関係機関から登録された控除対象データをHome Tax上でチェックし、問題がなければそのデータに基づいて控除申告書を自動的に作成し、Home Taxを通じて雇用主に提出する。
- ・雇用主は、提出された控除申告書をHome Taxからダウンロードし、支払った給与情報を基に、税額計算を行い、2月の給与で年末調整を実施する（過去からの慣行上「年末調整」と呼ばれているが、実際は年明けに調整を行う）。
- ・年末調整簡素化サービスは、従業員が直接全ての控除証明書類を収集する不便さを解消するために導入したものであるとともに、雇用主（源泉徴収義務者）における資料保管等のコストを削減する側面も有すると考えられている。



(注) 番号は、フローの順序を示す。

(資料) 政府税制調査会 (2017) 「海外調査報告 - 韓国 -」

## 【事例（2）】カナダ

### ■個人所得把握のための情報申告書の例

- ・ 給与・利子・配当等の支払者は、カナダ歳入庁（CRA）に対して年1回情報申告書を提出することが必要となる（電子・紙とも可）。
- ・ 州においても個人所得税が課されているが、州政府に情報申告書を提出する必要はない（連邦と情報共有される）。

### ■情報申告と納税申告書の突合、確認

- ・ CRAが保有する情報申告書に係る情報と、納税者が提出する納税申告書はCRAにおいてSINによって突合され、申告漏れ等を把握する。
- ・ 納税者は、My Accountを通じて情報申告書に係る情報、納税額、税額控除等を確認することができる。
- ・ CRAは、給与支払者等から入手した情報申告書の情報をもとに、My Accountを通じて、記入済納税申告書を作成して納税者に提供している。
- ・ 納税者は、税務当局が把握していないキャピタルゲインの取得原価、諸控除の適用に必要な情報等は自ら記入することが必要であるが、記入済納税申告書に加筆修正する形で納税申告を行うことができる。

